

クーリング・オフ制度

「クーリング・オフ」とは「頭を冷やしてよく考え直す」という意味です。契約をしてしまっても対象となる取引であれば、一定期間内であれば契約を無条件で解除できる制度です。不要な契約をしてしまったと思った場合は、すぐに手続きしましょう。

◆クーリング・オフの対象と期間

クーリング・オフには、適用対象ごとに期間が定められています。クーリング・オフを行うには、早めに通知することが肝心です。

取引内容	適用対象	期間
訪問販売	自宅などへの訪問販売 キャッチセールス、アポイントメントセールスなどを含む	8日間
電話勧誘販売	電話勧誘による取引	8日間
訪問購入	自宅などを訪問して貴金属等物品を買い取る契約	8日間
特定継続的役務提供	エステティックサービス、語学教室、家庭教師、学習塾、 パソコン教室、結婚相手紹介サービス、美容医療	8日間
連鎖販売取引	マルチ商法	20日間
業務提供誘引販売取引	内職商法、モニター商法	20日間

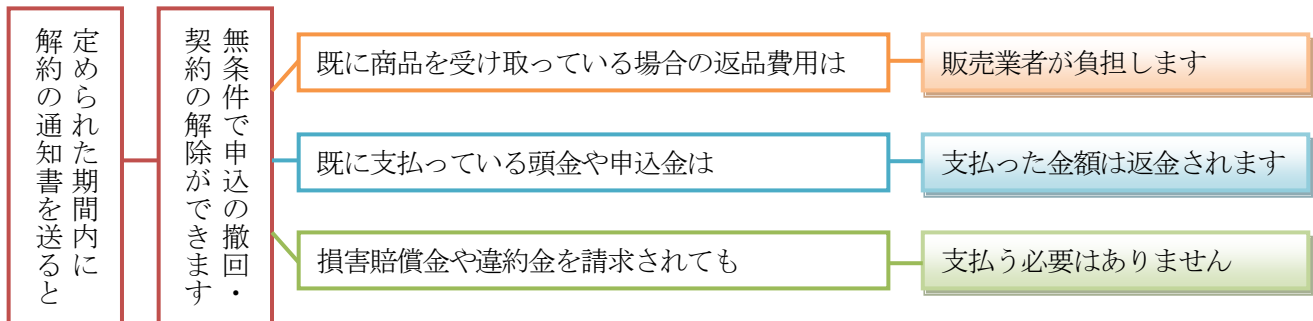
※通信販売にはクーリング・オフ制度の適用はありません。返品特約の記載内容を確認します。

- ・契約書面受領日が起算日（1日目）となります。
- ・通知日は発信日であり、期間内に相手に到着している必要はありません。

◆クーリング・オフができないもの

- ・自ら店舗に出向いて購入したもの
- ・自ら使用、消費した消耗品（健康食品、化粧品、せっけん、洗剤、防虫剤など）
- ・3,000円未満の現金取引
- ・電気・ガス・などの供給
- ・葬儀のための祭壇の貸与、その他の便宜の提供
- ・自動車や自動車リース

◆クーリング・オフの効果



◆クーリング・オフはがきの書き方

1. 現金払いの場合 ⇒ 販売会社に通知

<あて名>

郵便はがき
 -

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇〇〇株式会社
 代表者 様

<通信面>

契約解除通知書

契約日 ○年○月○日
 書面受領日 ○年○月○日
 商品名 ○〇〇〇〇〇
 契約金額 ○〇〇〇円
 上記の申込みは撤回し、契約は解除します。

なお、既払金の〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。

〇年○月○日
 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
 氏名 〇〇〇〇

既払い金がある場合、商品を受け取った場合に書き入れる

2. クレジット払いの場合 ⇒ 販売会社と信販(クレジット)会社の両方に通知

<あて名>

郵便はがき
 -

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇信販株式会社
 代表者 様

<通信面>

契約解除通知書

契約日 ○年○月○日
 書面受領日 ○年○月○日
 商品名 ○〇〇〇〇〇
 契約金額 ○〇〇〇円
 販売会社名 〇〇株式会社
 上記の申込みは撤回し、契約は解除します。

〇年○月○日
 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
 氏名 〇〇〇〇

◆クーリング・オフはがきの出し方

証拠を残すため、ハガキの両面のコピーを取り、特定記録郵便または簡易書留で送付します。

	配達方法	受取人の受領印又は署名	料金
特定記録郵便	郵便受箱への配達	なし	ハガキ代+160円
簡易書留郵便	手渡し	あり	ハガキ代+320円